

特別弔慰金は、国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などの遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき支給されるものです。第十二回特別弔慰金は、令和7年4月1日を新たな基準日とし、先順位のご遺族お一人に支給されます。

対象者 令和7年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金などを受けられる方（戦没者などの妻や父母など）がいない場合に次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による

戦没者などの遺族の皆さまへ 特別弔慰金が支給

二十歳会の企画・運営を行います！一生の思い出に残るような二十歳会を、自分たちの手でプロデュースしてみませんか？

募集人数 10名程度

2026年二十歳会 実行委員を募集



対象者 平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの二十歳を迎える方

問合せ まちづくり課 ☎④8706

弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者などの子

③戦没者などの(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④右記①から③以外の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面27万5千円（5年償還の記名国債）

請求期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

問合せ 福祉企画課 ☎④8724

対象者 接種当日に次の条件全てに当てはまる方

①加西市に住民登録のある方

②1歳～2歳未満（1歳の誕生日～2歳の誕生日前日まで）または平成31年4月2日～令和2年4月1日生まれ（就学前の1年間）の方

※麻しん風しん混合ワクチンと同じ対象です。

※対象者には助成券を1歳の誕生日の翌月に送付します。年長児には令和7年4月に送付しました。

助成額・回数 最大3千円・2回（それぞれの時期に1回）

※接種費用から1／2（上限3千円）を差し引いた金額を医療機関にお支払いください。

接種方法 事前に市内実施医療機関で予約し、母子健康手帳・本人確認書類（マイナ保険証など）・助成券・接種費用を持参

※助成券を紛失された場合は健康課窓口で再発行の手続きをしてください。

※おたふくかぜにかかったことがある方は、かかりつけ医（接種医）と相談の上、接種をご検討ください。

問合せ 健康課 ☎④8723

おたふくかぜワクチン 任意予防接種費用を助成

市内実施医療機関

医療機関	電話番号
小野寺医院	48-3737
かがわクリニック ※年長児のみ	43-8887
さかいこどもクリニック	43-0415
さたけ小児科	43-1717
市立加西病院	42-2200
西村耳鼻咽喉科	42-6020
堀井内科医院	49-0150
みのりクリニック	49-8470
医療福祉センターきずな ※通院、入院中の方のみ	44-2881

※上記医療機関以外で接種される場合は、事前に健康課までお問い合わせください。

職種 (採用予定人数)	受験資格
事務 (5名程度)	平成10年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方（採用時19～27歳）
土木 (若干名)	平成7年4月2日以降に生まれた方で、次のいずれかの要件を満たす方 ①土木に関する専門課程を修了し、学校教育法に基づく4年制大学、短期大学、専修学校、高等専門学校を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みの方 ②技術士（建設、上下水道、総合技術監理部門のいずれか）、土木施工管理技士（1級または2級）または土木施工管理技士補（1級または2級）のいずれかの資格を有する方
保育教諭 (3名程度)	平成10年4月2日以降に生まれた方（採用時27歳以下）で、保育士資格および幼稚園教諭免許を両方有する方、または令和8年3月31日までに両資格を取得見込みの方

高校卒業見込者の採用試験を実施予定(令和8年4月採用)

職種 事務	受験資格 令和7年4月現在において、学校教育法による高等学校の第3学年に在籍する人で、同高等学校を令和8年3月に卒業見込みの方
採用予定人数 2名程度	
試験日程 一次試験 9月下旬	
※詳細は広報かさい8月号に掲載予定です。	

令和8年4月採用 加西市職員を募集

申込方法 市ホームページより申し込み（書類提出不可）

受付期間 5月中旬～6月中旬

※試験日程などの詳細は、5月中旬以降に市ホームページで確認ください。

問合せ 総務課 ☎④8705



下表の「こんなとき」に該当する場合は、早めに届け出をしてください。

手続き	こんなとき	必要なもの
国保に加入	他の市町村から転入してきた	転出証明書
	退職などにより職場の健康保険をやめた	健康保険資格喪失証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれた	
国保を脱退	子どもが生まれた	出生証明書 + 母子健康手帳
	他の市町村へ転出する	※1
	職場の健康保険に加入した	国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になった	
その他	国保加入者が死亡した	※1
	住所・氏名・世帯主が変わった、世帯を合わせた・分けた	※1
	保険証をなくした、汚れて使えなくなった（再発行）	運転免許証などの身分を証明するもの
	就学のため、子どもが市外に転出した	※1 + 在学証明書

※1 保険証、資格確認書または資格情報のお知らせ、いずれか一つ

退職により職場の健康保険の資格を喪失した場合 一定の加入期間があれば、退職前の健康保険に引き続き加入（任意継続）できる場合があります。手続きや保険料などは、加入していた健康保険へ相談してください。

解雇や倒産などの理由で失業となった場合 保険税が軽減されることがありますのでご相談ください。申請には、ハローワークが発行する雇用保険受給資格者証をお持ちください。

問合せ 国保医療課 ☎④8721

国民健康保険 加入・脱退の手続き

広告

広告

広告

広告